The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	コモン・ローとローマ・カノン法の接触についての検討 : 法書「ブラクトン」を題材として
Author(s)	松本, 和洋
Citation	大阪大学, 2015, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/51884
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

様式３

論　文　内　容　の　要　旨

氏　名　（　松本和洋　）	
論文題名	コモン・ローとローマ・カノン法の接触についての検討 ー法書『ブラクトン』を題材としてー

論文内容の要旨

ビジネスを始めとした「国際化」の進展と共に各国の法体系もまた様々な面で影響を互いに及ぼしている今日、このような「外部の法の自国への影響乃至利用」と呼ぶべき問題は、その重要性を高めていると言える。本稿の「はじめに」では、この問題についての一例として、13世紀のイングランドの法書『イングランドの法と慣習』（以下『ブラクトン』）と、これに影響を与えたローマ＝カノン法（以下学識法）文献との比較を通じて、イングランド固有の法であるコモン・ローと、いわば「外部の法」である学識法の接触がどのようなものであったかを、『ブラクトン』における学識法文献の利用の分析を通して考察することを目的とすることを述べた。

その『ブラクトン』の先行研究は我が国ではまだ十分な数ではないが、海外の研究においては、その執筆年代と著者について（論点１）と、ローマ法（およびカノン法）の利用について（論点２）とに大別することができる。しかしながら、近年は（論点１）への傾倒によって（論点２）への関心が薄れているかのような傾向が見られる。本稿の第１部は、『ブラクトン』研究においてスタンダードと見なされている研究者たちの業績を整理することで、（論点１）については新たな史料の発見なしにこれ以上の進展が望めない段階にまで研究が進められてきたこと、（論点２）については『ブラクトン』と学識法文献との類似部分が発見されるにつれて、『ブラクトン』の著述において学識法が与えた影響が大きなものであると見なされるようになったが、そうした発見の多くが逐語的な類似関係に留まっていることを示した。その上で本稿は、『ブラクトン』研究が（論点１）に傾倒することに危惧を表明し、（論点２）の残された課題である、逐語的類似関係の指摘に留まる部分を比較することで『ブラクトン』がどのように学識法文献を利用したかについて検討することが、今後の『ブラクトン』研究にとって重要であると結論した。

本稿の第２部は、先で述べたように、先行研究では逐語的類似関係の指摘に留まっていた『ブラクトン』と各学識法文献の箇所を比較することで、『ブラクトン』による学識法文献の利用の実態を明らかにすることを試みた。その結果、『ブラクトン』は学識法文献にその著述の多くを拠ってはいるが、それは必ずしも単純なコピーに留まるのではなく、当時のイングランドの法実務を意識した変更が加えられていることを確認した。また、時に『ブラクトン』が参照元の学識法文献には記載のない『ローマ法大全』の法文を、自身の見解を補助するものとして利用することができるほどの理解を有していたことも確認した。また、コモン・ローの不法行為に関する法格言である「知りそして望む者に不法は生じない」（scienti et volenti non fit iniuria）が、同じく13世紀のオックスフォード大学で教鞭を取っていたドロエダの著書『黄金汎論』に由来するという、『ブラクトン』の先行研究における指摘をテキスト比較によって検討した。その結果、当該法格言以外の両者の類似性は希薄である一方、参照元の『黄金汎論』にとらわれない『ブラクトン』での当該法格言の自由な利用が、この法格言がコモン・ローへと定着するその一翼を担ったであろうという結論に至った。

本稿の「おわりに」では、『ブラクトン』の先行研究において、その源であるF・W・メイトランドによって打ち立てられたある種の虚像を打破することが、メイトランド以後の研究者たちの共通した目的であったと分析し、（論点２）が逐語的類似関係の指摘以上に進展しなかった原因もこれに起因するものと判断した。その一方で、第２部での『ブラクトン』の学識法文献の利用に関する比較の成果と、18世紀には『ブラクトン』が媒介となることでコモン・ロー裁判所の裁判官がローマ法を利用するといった現象が生じていたことと合わせ、『ブラクトン』は中世期と近代期のイングランドにおいてコモン・ローと学識法の接点であると結論づけた。そして、このように『ブラクトン』と学識法文献との繋がりを検討し、外部の法である学識法を、自国の法であるコモン・ローに利用しようとする『ブラクトン』の姿勢について考察することは、今後ますます様々な形で外部の法との接触を余儀なくされる我が国の法律家にとっても、その接触に対する姿勢に向けて、現在でも幾分かの示唆を与え得るものであるという評価を結論として下している。

様式７

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏　名　（　松本　和洋　）			
論文審査担当者	（職）		氏　名
	主 査	教 授	林　智良
	副 査	教 授	三成　賢次
	副 査	教 授	三阪　佳弘

論文審査の結果の要旨

１．論文の概要

本論文は、大きく「外部の法の自国への影響乃至利用」という現象への関心を背景として、議論を進めている。同論文の「はじめに」では、この問題についての一例として、13世紀のイングランドの法書『イングランドの法と慣習』（以下『ブラクトン』）と、これに影響を与えたローマ＝カノン法（以下学識法）文献との比較を通じて、イングランド固有の法であるコモン・ローと、いわば「外部の法」である学識法の接触がどのようなものであったかを、『ブラクトン』における学識法文献の利用の分析を通して考察することを目的とすることを述べている。

その『ブラクトン』の先行研究は我が国ではまだ十分な数ではないが、海外の研究においては、その執筆年代と著者について（論点１）と、ローマ法（およびカノン法）の利用について（論点２）とに大別することができる。しかしながら、近年は（論点１）への傾倒によって（論点２）への関心が薄れているかのような傾向が見られる。本稿の第１部は、『ブラクトン』研究においてスタンダードと見なされている研究者たちの業績を整理することで、（論点１）については新たな史料の発見なしにはこれ以上の進展が望めない段階にまで研究が進められてきたこと、（論点２）については『ブラクトン』と学識法文献との類似部分が発見されるにつれて、『ブラクトン』の著述において学識法が与えた影響が大きなものであると見なされるようになったが、そうした発見の多くが逐語的な類似関係に留まっていることを示した。具体的には、メイトランドを『ブラクトン』研究の原点として通常扱う学説史の展開において、メイトランドに先行するギューターボックとヴィノグラドフ、さらにメインの各説が検討される。次いで「学識が乏しく、十分な教育を受けていないローマ法学者」というインパクトの強い表現で『ブラクトン』を示したメイトランド説を、上記２論点を軸として批判的に検討する同説以後の展開が丁寧に追われる。検討の対象はウッドバイン、カンロトヴィチ、シュルツ、リチャードソン、ソーン、ブランド、バートンの諸家である。その結果として、本論文では『ブラクトン』研究が（論点１）に傾倒することに危惧を表明し、（論点２）の残された課題である、逐語的類似関係の指摘に留まる部分を比較することで『ブラクトン』がどのように学識法文献を利用したかについて検討することが、今後の『ブラクトン』研究にとって重要であると結論づけた。

本論文の第２部は、先で述べたように、先行研究では逐語的類似関係の指摘に留まっていた『ブラクトン』と各学識法文献の箇所を比較することで、『ブラクトン』による学識法文献の利用の実態を明らかにすることを試みている。具体的には、13世紀にボローニャで活動したカノン法学者タンクレードの『訴訟手続の書』と、同じく13世紀にオックスフォード大学で教鞭を取っていたローマ法学者ドロエダの『黄金汎論』が俎上に載せられ、『ブラクトン』との比較検討を展開している。前者については抗弁論、後者については「知りそして望む者に不法は生じない」（scienti et volenti non fit iniuria）という法格言の扱いを中心に議論が進められる。その結果、『ブラクトン』は学識法文献にその著述の多くを拠ってはいるが、それは必ずしも単純なコピーに留まるのではなく、当時のイングランドの法実務を意識した変更が加えられていることを確認したとする。また、時に『ブラクトン』が参照元の学識法文献には記載のない『ローマ法大全』の法文を、自身の見解を補助するものとして利用することができるほどの理解を有していたことも確認した。また、コモン・ローの不法行為に関する法格言である「知りそして望む者に不法は生じない」が、同じくドロエダの著書『黄金汎論』に由来するという、『ブラクトン』の先行研究における指摘をテキスト比較によって検討した。その結果、当該法格言以外の両者の類似性は希薄である一方、参照元の『黄金汎論』にとらわれない『ブラクトン』での当該法格言の自由な利用が、この法格言がコモン・ローへと定着するその一翼を担ったであ

ろうという結論に至っている。

本論文の「おわりに」では、『ブラクトン』の先行研究において、その源であるF・W・メイトランドによって打ち立てられたある種の虚像を打破することが、メイトランド以後の研究者たちの共通した目的であったと分析し、（論点２）が逐語的類似関係の指摘以上に進展しなかった原因もこれに起因するものと判断している。その一方で、第２部での『ブラクトン』の学識法文献の利用に関する比較の成果と、18世紀には『ブラクトン』が媒介となることでコモン・ロー裁判所の裁判官がローマ法を利用するといった現象が生じていたことと合わせ、『ブラクトン』は中世期と近代期のイングランドにおいてコモン・ローと学識法の接点であると結論づけている。そして、このように『ブラクトン』と学識法文献との繋がりを検討し、外部の法である学識法を、自国の法であるコモン・ローに利用しようとする『ブラクトン』の姿勢について考察することは、今後ますます様々な形で外部の法との接触を余儀なくされる我が国の法律家にとっても、その接触に対する姿勢に向けて、現在でも幾分かの示唆を与え得るものであるという評価を結論として下し、本論文の意義と将来における研究発展の方向性に向けた展望を提示している。

２．論文の評価

本論文では、まず『ブラクトン』における学識法の影響如何という問題及び同書の執筆年代・執筆者の同定という問題の二つに関して、１９世紀のギューターボック以降の学説史を詳細丁寧に跡づけ、論争の跡を追いかけている。近代の学説史における諸論点を整理する手際と議論の詳細を丁寧に読み込む努力の両面において一定の水準に達していると考えられる。ついで、抗弁論と「知りそして望む者に不法は生じない」という法格言の2点を中心とする考察・追跡ではあるが、『ブラクトン』のラテン語原テキストとタンクレード『訴訟手続の書』・ドロエダ『黄金汎論』のそれとを詳細に比較検討したうえで、(1)『ブラクトン』と『訴訟手続の書』の間には構成上の類似点が見出されること、(2)『ブラクトン』と『黄金汎論』の間に当該法格言以外の類似性は多く認められないこと、(3)『ブラクトン』において直接『ローマ法大全』の引用が見出されること、(4)『ブラクトン』を接点として、当該法格言のコモン・ローへの定着が少なくとも萌芽的にあったと考えられること、の諸点を導いている。なお、『ブラクトン』には英語訳が存在するが、それ以外のテキストはラテン語のみが参照可能である。

このことから、本論文は当該テーマに関する先行研究を博捜・消化し，原史料の批判的検討を執り行ったうえで結論を導き出したものと評価出来る。これは、従来本邦におけるイングランド法史研究で行われなかった貴重な試みであると判断する。本稿ではあらかじめ限定した範囲での検討になっているが、自ら問題を設定して原史料に基づく批判的議論を展開するという申請者の能力を充分に示したものと考えられる。本論文の結論において申請者は今後13世紀イングランドにおける法曹の学識法に関する素養とコモン・ローの独自的発展、近代のコモン・ローにおける『ブラクトン』の復活というトピックを挙げて今後における研究展開の可能性を提示しており、本論文が『ブラクトン』を軸とする申請者の長期的研究計画において重要な節目となる成果であり、さらに今後の研究が大いに期待出来ることを明らかにしている。

なお、本論文のデータをiThenticateの電子的校閲に付した結果、剽窃の痕跡が見出されなかった。

３．論文の審査結果

以上の通り、審査委員は一致して本論文が博士の学位を授与するに値するものであるとの結論に至った。